

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部を改正

する条例

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号を次のように改める。

三 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に關すること。

第九条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第一項中「別表第一及び」を削り、「使用料又は」を「利用料金又は」に改め、「（以下「使用料等」という。）」を削り、同条第二項中「使用料等」を「利用料金又は手数料」に、「使用の」を「利用の」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる施設を利用する者は、指定管理者が同表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「知事」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十一条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（利用料金の収入）

第十一条 センターの施設を利用する者が、第九条第一項又は第二項の規定により納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条―第十条関係）

施設	利用料金の範囲	
	午前	午後
大会議室	五、一三〇円以内	八、一二〇円以内
小会議室	一、八三〇円以内	二、九〇〇円以内
第一研修室	一、〇九〇円以内	一、七二〇円以内

第二研修室	一、一八〇円以内	一、八七〇円以内	三、〇五〇円以内
	知事が定める範囲		

備考 この表において、午前とは、開館時から十二時までをいい、午後とは、十三時から閉館時までをいい、一日とは、開館時から閉館時までをいう。

別表第二の二の項中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。